角川総一の
金融逆さメガネ

第31回

「年収300万円」の実態は生活保護認定・所得税免除

流行語にも選ばれ、言葉だけがひとり歩きしている感もある「年収300万円」だが、実際はどんな生活なのか調べてみると…。

「定率減税2段階で廃止へ」「介護保険の負担強化」「消費税率アップは不可避」――とくれば、否が応でも「年収300万円時代説」が説得力を持つ。一昨年、流行語トップテン（自由国民社選）に選ばれた「年収300万円」の論旨は概ね以下のとおりだろう。

「日本の政策は米国型を目指しており、より高給にありつける富んだ層と、年収300万円の人に二極分化する。そして後者が圧倒的多数を占める時代になる」

「しかし年収300万円と言っても、世界標準から言えば決して低いわけではない」

「年収300万円時代をうまく生きるには、意識を切り替えて、多少金銭面ではきついかも知れないが、その分余裕時間を多くとってのんびり暮らすこと」云々。

それはそれでまあいい。しかし今、この「年収300万円」という言葉だけがひとり歩きしている感が否めない。実際問題として、年収300万円での生活実態ってのはどんな姿なのか。

食費が一人一日500円 お小遣いは月2万円

この種のデータを調べるなら、総務庁が毎月まとめ、公表している「家計調査報告」にとどめを刺す。ここでは、平成15年度の大都市居住・年収300～350万円（平均値は326万円）のデータをピックアップした（図表1）。

まず、3人世帯で月収は27万3000円。うち税金ならびに社会保険料で3万円ばかり差っ引かれ、支出にあてることができるのは24万6000円。うち食費が5万5000円だが、ここには外食費が9200円含まれている。

まず月2回、家族で1人あたり1500円相当の豪華な食事を楽しむ。残り4万5800円で1カ月を凌がねばならないのだから、1日あたり1530円。1人につき500円程度だ。さしずめ朝食が100円、昼食が150円、夕食が250円といったところか。もちろんこれで、米、パン、ならびにおかずすべてを賄う。

次いで住居費。ここでは3万円が計上されているが、家賃・地代を払っている世帯が約50％であることを考慮すれば、賃貸生活者は6万円相当の家賃を払っていると推定される。とすれば、賃貸世帯は、この表中の平均額3万円との差額を他の出費項目からさらに控除する必要がある。

ついでお父さんのお小遣い。項目にあるこづかい（使途不明金）と交際費から都合2万円の支給を受ける（?）として、月間20日あまりの会社生活で必要な同僚との喫茶代、付き合いのための一杯代などを賄う。

さて、書いていてもいささか息が詰まってきたのであるが、ここで観点をガラッと変えてみる。いったい全体、我が国では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法25条1項）との規定を、どの程度の経済的なレベルとみなしているのだろうか。

都区部の標準的世帯なら年収300万円は生活保護

現在の生活保護制度は居住地域によって料率表が異なるが、国が標準モデルとしている「夫35歳、妻30歳、長子9歳、次子4歳」で東京都区部居住のケースでみてみよう。この場合、世帯全体での稼ぎが給与総額ベースで月額約20万4000円に満たない場合に、その差額が支給されることになる（図表2）。ただし、以上の金額は住宅扶助としては1万3000円が想定されている。これを目いっぱい（東京都区部では6万9800円を限度に、実際に負担している家賃はその実額を加算）加算すれば何と約26万円だ。

これを単純に12倍すると、年収は約312万円。つまり、年収ベースで見ると、これ以下の給与収入しかない場合には、生活保護世帯として認定されるのだ。

かくして、平成16年7月時点で生活保護を受けている人は140万人。人口1000人につき11人。かくして、生活保護費として支給された金額は、14年度で実に2兆2000億円。

さて、以上から明らかになることはとりあえず次のとおりだ。年収300万円で夫婦と子供2人の4人が東京都区部でアパート生活する場合、これは立派に生活保護世帯なのである。さらに言えば、夫婦と子供2人の給与所得者の場合、所得税の課税最低限は384万円。当然所得税は免除される。

何のことはない。「年収300万円」とは現制度で見るかぎり「生活保護世帯」であり「所得税の非課税世帯」なのである。如何？●

図表1　年間収入階級別1世帯あたり1カ月間の収入と支出

平成15年平均　大都市・勤労者世帯　年収300～350万円

出所：総務省統計局

世帯人員（人）	有業人員（人）	世帯主の年齢（歳）	持家率（%）	家賃・地代を支払っている世帯の割合（%）	年間収入（万円）
3.07	1.33	43.5	45.4	48.3	326

実収入						272,942
実支出						246,280
	消費支出					214,005
		食料				55,360
		住居				29,095
		光熱・水道				16,684
			電気代			6,443
			ガス代			5,305
			他の光熱			981
			上下水道料			3,955
		家具・家事用品				5,599
		被服及び履物				9,302
		保健医療				9,235
		交通・通信				24,870
			交通			6,051
			自動車等関係費			8,363
				自動車等購入		0
				自転車購入		611
				自動車等維持		7,752
			通信			10,457
		教育				5,819
		教養娯楽				18,658
		その他の消費支出				39,382
			諸雑費			12,274
			こづかい（使途不明）			13,088
			交際費			13,507
	非消費支出					30,658
		直接税				7,172
		社会保険料				23,395

図表2　生活扶養基準（最低生活費の計算の仕方＝東京都区内在住、平成15年基準）

1、生活扶養基準（第1類費）基準額

年齢	基準額
0	15,000
1～2	21,830
3～5	27,000
6～8	32,090
9～11	36,520
12～14	44,100
15～17	47,400
18～19	42,090
20～40	40,050
41～59	38,260
60～69	36,170
70～	32,400

2、同上（第2類費）

人員	基準額
1人	43,520
2人	48,170
3人	53,400
4人	58,100
5人以上（1人につき加算額）	440

出所：厚生労働省

3、老人、障害者、母子世帯等の加算額

加算対象者	加算額
老人	
（70歳以上）	17,930
（68、69歳の病弱者）	13,450
障害者	
1、2級該当者	26,900
3級該当者	17,930
母子（父子）世帯	
児童1人	23,310
同2人	25,150
同3人以上（1人あたり）	940

4、住宅扶助基準

区分	基準額
単身世帯	53,700
6人以下の世帯	69,800

5、教育扶養基準

区分	基準額
小学生	2,150
中学生	4,180

6、介護扶養基準

介護費の平均月額支給

7、医療扶養基準

医療費の平均月額